

# 快適な学校生活を送るために

～本校における生活上の注意点～

群馬県立高崎高等学校(通信制)生徒指導係

通信の生徒は基本的に皆社会人です。**社会人として責任ある行動**を心掛け、下記のルールを守り、お互いに**気持ちの良い学校生活**を送れるようにしましょう。

また、「あいさつ」は**人間関係づくりの基本**です。互いに気持ちの良い挨拶を交わし、**豊かな人間関係**作りを心掛けましょう。

## 1. 持ち物と自己管理の徹底について

(1) 教科書、学習書、ノート、筆記用具等授業に必要なものは必ず持参してください。

**無い場合は授業に参加しても出席として認めてもらえない場合があります。**

(2) **貴重品**等自分の持ち物は**自己責任**で管理し、紛失や置き忘れに注意してください。

(個人のロッカーが無いので、カバンその他の持ち物は、すべて持って移動します。各自で責任を持って管理してください。)

(3) 体育の授業や学校行事の時は、担任または教科担当の指示に従ってください。

## 2. 服装・靴等について

(1) **上履き**を、各自で必ず持参してください。基本的に貸出しはありません。

(2) 私服でOKですが、学習にふさわしい**常識的な服装**にしてください。

(3) 下駄箱はありますが、**靴の履き間違え等**を避けるため、極力、下駄箱に置かず**各自で管理**してください。また**高価な靴**は履いて来ないように心掛けてください。

(4) 体育の授業は、専用の**運動着**、**体育館シューズ**が無い場合、参加はできません。**見学も同じです。**(ボタン付きのシャツ、ジーンズ・パーカー・スウェット等は不可)

## 3. 携帯電話・スマホの使用について

(1) **授業中や自習室・学習室での使用は禁止**です。電源を切り、特別な事情がある場合は、担任・教科担当まで申し出てください。

(2) **校舎内での通話は禁止**です。使用にあたっては屋外で、大声で話す等、他人に迷惑を掛けないことが基本です。

(3) 電話を**掛けながら**、画面を**見ながら**、自転車・バイク・自動車の運転はもちろん、「ながら歩き」も非常に危険ですので絶対にしないでください。

## 4. 校内および校門周辺は、**禁酒・禁煙**です。

(1) 成人の方であっても学校の**敷地内は完全に禁酒・禁煙**です。校門の周辺や近隣に迷惑が掛るような行為も控えてください。また、酒に酔った状態での登校も禁止です。

(2) 未成年の人は、学校内外にかかわらず法律で禁止されています。

## 5. **いじめ厳禁**〔いじめの定義(いじめ防止法第2条)〕

(1) 『ある生徒が他の生徒を心理的、物理的に攻撃することで、対象生徒が心身の苦痛を感じているもの』(SNSやネットを通じて行われるものを含む。)

(2) どんなに軽微な内容でも、対象生徒がいじめと認識すれば、それは『いじめ』です。

## 6. 交通手段の利用について

- (1) 通学用車両の許可基準は、**車検済・自賠責および任意保険に加入済**であることです。  
整備不良・違法改造車両等の乗り入れは禁止です。
- (2) 校内は「**静かに・徐行**」を徹底する。ラジオや音楽は外に音が出ないようにし、クラクションや大きなエンジン音も禁止です。
- (3) 自転車も必ず**定期点検**を実施し、貸し借りはしない。**高チャリは使用禁止!**
- (4) 群馬県交通安全条例が改正されました。令和3年4月1日から、
  - ①自転車保険に加入しなければなりません。
  - ②自転車用ヘルメットの着用に努めなければなりません。
- (5) 安全確認には十分配慮し、校内外で事故の無いようにしてください。また、必ず**指定された駐車場・駐輪場**に停め自転車の**ロックは二重**にしてください。
- (6) 通学手段が自動車等に変わる場合は、通学届けの再提出が必要です。

## 7. 物品の販売、勧誘について

- (1) 校内での**物品販売**や各種団体への**勧誘**は禁止です。
- (2) 困った時は、学校へ相談するか、国民生活センター等へ連絡してください。  
**国民生活センター 消費者ホットライン 188**

## 8. 職員室および生徒控室・自習室・通信制学習室の利用について

- (1) 職員室等へ入る場合は「失礼します。〇〇組△△番□□□□です。」「××用紙を頂きたいのですが」「◇◇のテストを受けたいのですが」等しっかりと伝えてください。
- (2) **物品等は無断で使用せず必ず許可**を取ってください。また、騒いだり長居することなく、用件終了後は速やかに退出してください。
- (3) 生徒控室等ではマナーを守り、他人に迷惑を掛けないよう利用してください。

## 9. ゴミの扱い方について

- (1) 「**自分の出したゴミは、自分で持ち帰る!**」が原則です。コンビニ等で購入した商品（特に弁当等）のゴミは必ず持ち帰ってください。
- (2) 校内の自販機で購入した商品のゴミは**自販機横のゴミ箱**に捨てることができます。
- (3) 各教室のゴミ箱は**使用禁止**です。

## 10. その他

- (1) 分からない事があったら自己判断せず、必ず**担任等に相談**してください。
- (2) 電話による問い合わせでは、**クラス・番号・名前**の後に**用件**を伝えてください。
- (3) 事故等が起きた場合には、速やかに学校へ連絡してください。

群馬県立高崎高等学校

〒370-0861 高崎市八千代町二丁目4番1号

電話 代表 027(324)0074

通信制 027(330)2277